

評議員、理事並びに監事等の報酬支給基準及び費用弁償に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人昭和会の定款第8条及び第21条及び評議員選定・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、評議員、理事、監事並びに評議員選定・解任委員（以下「評議員等」という。）の報酬支給基準及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬及び費用弁償)

第2条 評議員等報酬は、無支給とする。

2 評議員等がその職務のため、評議員会等に出席した時は、別表により費用を弁償する。

3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、旅費を支払うことが出来る。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

別表 費用弁償額

日額 7,000円

但し、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、日額4,000円とする。

費用弁償分については報酬等には含まれない。

附 則

1 この細則は、平成29年2月20日から施行する。